

2022 年 12 月号 (Vol.14)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

令和 4 年改正旅館業法案の概要

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め	弁護士 佐伯 優仁 TEL. 03 6266 8523 masahito.saeki@mhm-global.com
III. 宿泊拒否事由の改正	
IV. その他の改正事項等	弁護士 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 yusuke.takamiya@mhm-global.com
V. おわりに	弁護士 大屋 広貴 TEL. 03 5293 4901 hiroki.oya@mhm-global.com

I. はじめに

2017 年（平成 29 年）改正の旅館業法が 2018 年に施行されてから 3 年が経過したことを受け、厚生労働省は、2021 年 8 月 27 日から、「旅館業の見直しに係る検討会」を設置し、旅館業法の見直しに係る検討を開始しました。同検討会は、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、7 回にわたり議論を重ね¹、2022 年 7 月 14 日、「旅館業の制度の見直しの方向性について（「旅館業法の見直しに係る検討会」取りまとめ）」²を公表しました。そして、同年 10 月 7 日、かかる取りまとめを踏まえ、旅館業法改正を含む法律案として、「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」が第 210 回国会に提出されました（以下「改正旅館業法案」といいます）。改正旅館業法案は同国会においては成立には至りませんでした。2022 年 12 月 15 日現在において、衆議院で閉会中審査されています。

改正旅館業法案の大きな改正点は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する規定を新設したこと、及びかかる協力の求めに応じないことが宿泊拒否事由となるように宿泊拒否事由が明確化された点にあります。特に宿泊拒否事由を定める旅館業法 5 条は、昭和 23 年に旅館業法が制定された当時は野宿者の防止など公衆衛生的観点から定められたものでしたが、時代の変化、そして昨今のコロナ禍における様々な課題、特に感染防止対策で宿泊者に協力を求めてもなかなか協力してもらえないという状況があることを踏まえ、そのあり方が見直され、今般の改正案の提出につながったもの

¹ 議論の詳細は下記厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/ryokangyouhou-kentoukai_00001.html

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000965171.pdf>

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

であり、改正旅館業法案において注目すべき点といえます。

以上のような点を踏まえ、本稿では改正旅館業法案の概要を簡潔にご紹介します。

II. 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めの新設

1. 「特定感染症」の定義の新設（改正旅館業法案 1 条 6 項）

現行の旅館業法（以下「現行法」といいます。）では、旅館業者が宿泊者の宿泊を拒否できる事由の 1 つとして、「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」が規定されています（現行法 5 条 1 号）。この点、「伝染性の疾病」について、「旅館業における衛生等管理要領」では「宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症」と規定されていますが³、その内容は必ずしも明確ではありませんでした。

これに対し、今回の改正案では、下記のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律⁴（以下「感染症法」といいます。）の定義を用いて、旅館業法において「特定感染症」の定義を設け、その内容を「一類感染症」、「二類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」としました（改正旅館業法案 1 条 6 項）。一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の内容については感染症法の規定どおりであり、その具体例は下表のとおりです。また、指定感染症は、感染症法 6 条 8 項に規定するもの⁵のうち、入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限るとされています（改正旅館業法案 1 条 6 項 4 号）。

このように、改正旅館業法案においては、後述の宿泊拒否につながりうる感染症について「特定感染症」という形で明確化されています。

類型	具体例等
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等（感染症法 6 条 2 項）
二類感染症	結核、ジフテリア、SARS、MERS 等（感染症法 6 条 3 項）
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等（感染症法 6 条 7 項）
新感染症	「人から人に伝染すると認められる疾病で

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000704519.pdf>

⁴ https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114_20220617_504AC0000000068

⁵ 「既に知られている伝染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章（筆者注：感染症法の第 3 章から第 7 章）までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。」

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

	<p>あって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」 (感染症法6条9項)</p>
--	--

2. 特定感染症のまん延防止のために必要な協力の求め等の新設（改正旅館業法案4条の2）

改正旅館業法案4条の2において、旅館業者が、特定感染症国内発生期間に限り、宿泊しようとする者に対して、当該者の各類型に応じて、特定感染症のまん延防止に必要な協力を求めることができる規定が新設されました（同条1項）。また、これに伴い、「特定感染症国内発生期間」の定義（同条2項）、政令の制定及び改廃に関する専門家の意見聴取の義務付け（同条3項）、及び、前記求めに対する宿泊しようとする者の協力義務（同条4項）が新設されています。

（1）宿泊しようとする者の3類型と、求められる協力の内容（改正旅館業法案4条の2第1項1号～3号）

改正旅館業法案において、宿泊しようとする者は、①特定感染症の症状を呈している者、②厚生労働省令で定める例外を除く特定感染症の患者等、③①及び②に掲げる者以外の者の3類型に分けられています（改正旅館業法案4条の2第1号～3号）。そして、感染症のまん延防止のために営業者が求めることができる協力の内容についてもこれらの各類型ごとに異なります。

具体的には、①宿泊しようとする者が有症状者である場合、旅館業者は、特定感染症の患者等に該当するか否かの報告、及び客室からの移動制限等の感染防止のための必要な協力を求めることができます（改正旅館業法案4条の2第1号イ及びロ）。②宿泊しようとする者が特定感染症の患者等である場合は、旅館業者は、前記①と同様の客室からの移動制限等を求めることができます（改正旅館業法案4条の2第2号）。③宿泊しようとする者が、①及び②以外の者、例えば無症状者など外見上健康な者である場合、旅館業者は、体温確認等の求めに応じることなどの必要な協力を求めることができます（改正旅館業法案4条の2第3号）。

以上をまとめると、下表のとおりとなります。なお、協力の詳細な内容については政令や厚生労働省令にゆだねられており、例えば、マスクの着用に係る取扱いなど、具体的な協力の内容がどのようなものになるかについては、今後の政省令の内容次第であり、その動向に注意が必要です⁶。

⁶ なお、令和4年10月20日開催の参議院予算委員会において加藤勝信厚生労働大臣は「マスクの着用

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

類型	協力の内容
①特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者	(i) 特定感染症の患者等に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断結果その他の当該者が特定感染症の患者等に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること (ii) 旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの
②特定感染症の患者等(厚生労働省令で定める者を除く)	前記(ii)と同様。
③上記①及び②に掲げる者以外の者	当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

(2) 特定感染症国内発生期間(改正旅館業法案4条の2第2項)

前記のとおり、旅館業者が、宿泊しようとする者に対して、感染症のまん延防止等の協力を求めることができるのは、「特定感染症国内発生期間」、いわゆるパンデミック時のみに限られています。特定感染症国内発生期間の具体的な内容は下表のとおりです(改正旅館業法案4条の2第2項1号～3号)。

類型	期間
一類感染症及び二類感染症	当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、国内での発生がなくなった旨の公表が行われるまでの間
新型インフルエンザ感染症及び新感染症	当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、当該感染症が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表又は当該感染症について一類感染症に係る感染症法の規定を適用するこ

ですが、改正法案では、発熱等の症状がある宿泊者についてのみマスクの着用に必要な理由なく応じない場合には宿泊を拒むことができるとしているところであり、症状がない宿泊者についてはマスクを着用しないだけでは宿泊拒否の対象にはならない、こういう整理をさせていただいているところですが、具体的にはこの法案を成立させていただいた上でガイドライン等作成し、現場における適用にそごがないようにしていきたいと考えています。」と述べており、③の種類の宿泊者については、マスクの着用拒否のみで宿泊拒否事由となることはないことが示唆されています。

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121015261X00220221020&spkNum=142&single>)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

	とを定める政令の廃止が行われるまでの間
指定感染症	当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されたときから、当該感染症について全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなった旨の公表が行われ、又は当該感染症について入院並びに宿泊療養及び自宅療養に係る感染症法の規定がいずれも準用されなくなるまで
特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるもの	政令で定める期間

(3) 専門家の意見聴取（改正旅館業法案 4 条の 2 第 3 項）

改正旅館業法案 4 条の 2 第 3 項において、厚生労働大臣は、「旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの」（同条 1 項 1 号口）及び「体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの」（同項 3 号）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない旨規定され、専門家の意見聴取義務が新設されています。

旅館業の施設における特定感染症の防止に必要な協力の内容を政令で定めるにあたっては、これらの専門家の意見を踏まえた政令の策定が行われることが想定されます。

(4) 宿泊しようとする者の協力義務（改正旅館業法案 4 条の 2 第 4 項）

改正旅館業法案 4 条の 2 第 4 項において、宿泊しようとする者は、営業者から同条 1 項の規定による協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないと規定され、宿泊者の感染症防止の協力義務が新設されました。改正旅館業法案においては、当該義務の違反に対して罰則は設けられていませんが、後記のとおり、宿泊者による正当な理由のない協力拒否は、宿泊拒否事由として位置付けられています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

Ⅲ. 宿泊拒否事由の改正

改正旅館業法案5条は、現行法の5条と同様、旅館業者に対し、宿泊拒否事由に該当する場合以外は、宿泊を拒んではならないと規定しています。このような従来の宿泊拒否制限の枠組みについて、前記検討会においては当該制度自体の見直しも検討されましたが、最終的に宿泊拒否の制限自体は維持されています。

今回の改正案において、主に、1号の宿泊拒否事由の明確化、宿泊しようとする者による感染症防止の協力の求めの拒否（同条2号）や旅館業者への過重な要求（同条4号）を新たに宿泊拒否事由として明記する等の改正が提案されています。

1. 特定感染症の患者等であるとき（改正旅館業法案5条1号）

改正旅館業法案5条1号は、「宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき」という宿泊拒否事由を規定しています。前記のとおり、現行法5条1号の「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」の要件が必ずしも明確ではなかったことを受けて、要件を明確化する改正となります。

2. 感染症まん延防止の協力の求めの拒否（改正旅館業法案5条2号）

(1) これまでの取扱い

現行法において、例えば、宿泊者に発熱などがあり、新型コロナウイルス感染症が疑われるような場合であっても、単に発熱があるというだけでは「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」には該当しないと考えられています⁷。また、2021年2月12日付事務連絡⁸においては、宿泊事業者が、①宿泊客のチェックイン時に検温を行い、発熱や咳、咽頭痛の症状がある場合は、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従うことや、②発熱や咳、咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室等の内部に待機し、外に出ないことなど要請することができ、これらの指示・要請が社会通念上正当な範囲内であって、かつ、正当な理由がないにもかかわらず、当該指示・要請に宿泊客が従わなかった場合は、前記「旅館業における衛生等管理要領」で規定する「他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動」又は「合理的な範囲を超える負担」として現行法5条2号に該当すると考えられています⁹。このように、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる宿泊客への対応について、衛生等管理要領の解釈など運用面によって対応を行っていますが、法律上の根拠が必ずしも明確ではありませんでした。

⁷ 第1回旅館業法の見直しに係る検討会・資料6

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000824224.pdf>

⁸ https://www.mlit.go.jp/kankochu/topics06_000304.html

⁹ 第1回旅館業法の見直しに係る検討会・資料6

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000824224.pdf>

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

(2) 改正の内容

これに対し、今回の改正案において、改正旅館業法案 5 条 2 号は、宿泊しようとする者が前記の感染症まん延防止のための協力の求めを正当な理由なく拒否した場合を、宿泊拒否事由として明確化しました。すなわち、前記①特定感染症の症状を呈している者及び②特定感染症の患者等に対しては、4 条の 2 第 1 項に定める協力の求めを正当な理由なく拒否したことが、旅館業者の宿泊拒否事由となる旨明記されました。

なお、上記①及び②以外の者、すなわち前記③の無症状者等については、これに応じない場合に宿泊拒否事由となりうる協力の内容が、「当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。」との限定が付されています。したがって、4 条の 2 第 1 項 3 号の協力内容のうち、「その他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの」については、これに応じない場合に宿泊拒否事由とはなっていない点には留意が必要であり、当該政令の内容がいかなるものとなるか今後注目されます。

3. 過重な要求を理由とする拒否（改正旅館業法案 5 条 4 号）

現行法において、宿泊者からの暴力的な要求や、合理的な範囲を超える負担の要求については、旅館業における衛生等管理要領において、現行法 5 条 2 号の「宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき」の一類型として、宿泊拒否事由となると解されています。

これに対し、今回の改正案において、現行法 5 条 2 号は改正旅館業法案 5 条 3 号として維持されつつも、新たに 4 号として、「宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき」が宿泊拒否事由として新設されています。

IV. その他の改正事項等

以上のとおり、今回の改正案においては、感染症まん延防止のための協力の求め及び宿泊拒否事由が主な改正点となりますが、その他、事業譲渡手続きの簡略化、従業員研修の努力義務、宿泊者名簿記載事項の変更等、実務上影響のある改正も盛り込まれています。これらの改正事項をまとめると下表のとおりとなります。

改正事項	改正内容
事業譲渡手続きの簡略化 ¹⁰	現行法において、旅館業を営む法人の合併や分割

¹⁰ なお、今回の改正案では、食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

(改正旅館業法案 3 条の 2)	については、都道府県知事の承認により、営業者としての地位の承継が可能である一方（現行法 3 条の 2）、旅館業の事業譲渡の手続きに関する規定がないため、事業譲渡の場合は、新規許可の枠組みで許可申請をおこなう必要があり、手続きが煩雑であることが指摘されていました。これに対し、改正旅館業法案では、事業譲渡についても、合併や分割と同様、営業者の地位の承継について都道府県知事の承認で足りるものとして手続きの簡素化が図られています。
従業員研修の努力義務 (改正旅館業法案 3 条の 5)	特定感染症のまん延防止に必要な対策を適切に講じること、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供することについて、旅館業者は従業員に対して必要な研修の機会を与える努力義務が新設されています。
宿泊者名簿記載事項の変更 (改正旅館業法案 6 条 1 項)	現行法において、宿泊者名簿記載事項の 1 つとして「職業」がありますが、改正旅館業法案においては「連絡先」に変更されました。

V. おわりに

以上のとおり、改正旅館業法案において、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、宿泊事業における感染症のまん延防止に主眼を置いた改正が提案されています。これらの改正は宿泊事業者として実務上の対応が求められることはもちろんですが、宿泊者個人に対しても改正旅館業法案を踏まえた対応を求めるものであり、今後の観光ビジネス全体にとっても大きな影響を与える改正といえます。

本稿執筆時点では、改正旅館業法案は成立していませんが、引続き成立に向けた働きかけが行われるものと思われ、今後の動向が注目されます。また、前記のとおり、改正法の詳細は、政令や厚生労働省令によって一層具体化されるものと考えられ、この点についても今後の動向に注視していく必要があります。本稿が、宿泊事業を始めとする観光ビジネスに関する事業者の皆様にとって、今後の実務対応を検討する一助となれば幸いです。

師法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律についても、事業譲渡における営業者の地位の承継について上記に準じる改正が提案されています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

NEWS

➤ 名古屋オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスは、この度、2022年12月12日より、大名古屋ビルヂングの23階から**29階**に移転することとなりましたのでご案内申し上げます。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com